

新潟県病院局管理規程第14号

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（昭和32年新潟県病院局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>ア 行政職給料表 （略）</p> <p>備考（1）（略）</p> <p>（2）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 医療職給料表(二) （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>エ 医療職給料表(三) （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>オ 福祉職給料表 （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>カ 技能労務職給料表 （略）</p> <p>備考（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同</p>	<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>ア 行政職給料表 （略）</p> <p>備考（1）（略）</p> <p>（2）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 医療職給料表(二) （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>エ 医療職給料表(三) （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>オ 福祉職給料表 （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>カ 技能労務職給料表 （略）</p> <p>備考（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同</p>

表に定める調整基本額に100分の98.91を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

表に定める調整基本額に100分の98.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。